

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの性能維持施設に係る面談

2. 日時：令和2年2月28日(金)14時00分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

田中主任安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、堀内安全審査官、  
内海研開炉係長、佐々木技術参与

長官官房 技術基盤グループ システム安全研究部門

井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他2名

5. 要旨

○原子力機構から、もんじゅにおける維持期間が終了した性能維持施設を再度使用する場合の取り扱い等について、資料1に基づき以下の説明があった。

・もんじゅの解体においては、廃止措置計画で定める性能維持施設の維持期間が終了した後に、当該性能維持施設が必要となることも想定される。その際には、以下の確認を行うことで、廃止措置計画の変更は不要と考えている。

✓維持期間が終了した性能維持施設については、定期事業者検査（事業者自主検査）を行っていないが、日々の巡視点検を実施していることにより、機能の健全性は確認できている。

✓維持期間が終了した性能維持施設が必要となった場合には、改めて必要な性能を明確にした上で、定期事業者検査（事業者自主検査）を行うことにより、機能の健全性を確認する予定である。

○また、前回監視チーム会合以降の燃料取り出し作業の状況について、現在の作業状況と燃料体の連続的な処理作業（5体／2日）の実施について説明を受けた。

○原子力規制庁より、以下のとおり伝えた。

・原子力機構としての、維持期間が終了した性能維持施設を再度使用する場合の対応が具体化してきた段階で、改めて検討結果を事前に説明すること。なお、一般論としては、廃止措置計画に定める維持期間が終了した性能維持施設について、当該性能維持施設が再度必要となった場合には、改めて必要な性能や維持期間を整理した上で、廃止措置計画の変更認可申請等の手続きを行う必要があると考える。

・燃料取り出し作業については、連続的な処理作業を含め、作業を場当たりの判断により進めることがないように計画的に行うこと。また、今後とも安全かつ慎重に行うこと。

○原子力機構から、承知した旨返答があった。

6. その他

資料1：維持期間を終了した維持機能を使用する場合の取り扱い等について